

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和6年米原市条例第28号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年6月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げ等を行うため、緊急に米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）を改正する必要性が生じ、令和6年3月30日に米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和6年3月30日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成17年米原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
（課税額） 第2条1・2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにそ	（課税額） 第2条1・2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 略 （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにそ	・ 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げ ・ 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げ

の世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	の世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2・3 略	・ 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ ・ 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ
--	---	---